

長野県障がい者施策推進協議会公募委員 募集要項

長野県健康福祉部障がい者支援課

1 趣旨

長野県障がい者施策推進協議会は、障がい者施策について総合的かつ計画的な推進を図るために必要な事項を調査審議する組織です。この協議会で、障がい者施策に関するご意見を幅広くお聞きし、障がい福祉行政に反映させるため、委員を募集します。

2 募集人数

1名

3 応募資格

応募の資格は、次の条件をすべて満たす方とします。

- (1) 長野県内に居住し、令和7年6月1日時点で満18歳以上である方
- (2) 長野県の障がい福祉について関心を持ち、本県の障がい者施策について意見を述べることができる方
- (3) 障がい者若しくはその家族又は障がい者の福祉に関する事業に従事している方
- (4) 年2～3回程度、平日に開催される協議会に出席できる方

4 任期

2年間（令和7年6月からの予定）

5 応募方法

- (1) 応募申込書に必要事項を記入し、「長野県の障がい者施策に関する課題と提案」をテーマとする小論文(800字程度、様式自由)を添えて提出してください。
- (2) 提出は、電子メール、郵送、持参又はFAXのいずれかの方法とします。
- (3) 提出いただいた書類は返却しません。

※上記以外の方法による応募を希望される方は、障がい者支援課までご相談ください。

6 募集期間

令和7年3月17日（月）から令和7年4月15日（火）まで
（郵送による場合は、募集期間最終日の消印有効とします。）

7 選考方法

- (1) 書類選考及び面接により委員を決定します。
- (2) 面接は、書類選考で選ばれた方を対象に行います。
- (3) 書類選考の結果は、4月下旬（予定）に応募者に通知します。

8 応募先・問い合わせ先

〒380-8570（住所記載不要）

長野県健康福祉部障がい者支援課管理係

電話 026-235-7103（直通） F A X 026-234-2369

電子メール shogai-shien@pref.nagano.lg.jp

9 その他

- (1) 協議会は原則として公開で行い議事録を公開しますので、委員としての発言は公表されます。
- (2) 委員には、長野県の規定に基づいて報酬及び旅費が支給されます。
- (3) 応募書類等の個人情報は、選考の目的のみに使用します。